

平成二十三年七月二十六日受領  
答弁第三二二二二号

内閣衆質一七七第三二二二号

平成二十三年七月二十六日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員橘慶一郎君提出東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員橘慶一郎君提出東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、政府の白書等において、国語辞典に記載されていない文言を使用した例がある。

三について

内閣法制局は、閣議に付される法律案等の審査等の事務を所掌しているが、その事務の範囲を超えて、政府の文書一般の表記について見解を述べる立場にない。

四から六までについて

政府としては、御指摘の「復興への提言」（以下「本提言」という。）は、東日本大震災復興構想会議において、委員が自由闊達な議論を行うことにより作成されたものであることから、御指摘の「文言の意味するところや表記の仕方」についての見解を示すことを差し控えるものである。

七について

政府としては、本提言の内容は、東日本大震災からの復興に向け、幅広く議論を行うことにも資するも

のであると考えることから、本提言を印刷・製本し、広く配付するものである。